

『継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備のための助成金を知りたい』

障害者福祉施設設置等助成金

継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成金を支給します。

対象となる方

継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体

支援内容

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の設置または整備	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者	2/3	・障害者1人につき 450万円 (作業施設、附帯施設、作業設備の合計) ※作業設備の場合 障害者1人につき 150万円 (中途障害者の場合は1人につき 450万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき 上記の半額 (1事業所あたり一会計年度につき合計 4,500 万円)	3年間
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の賃借	※上記の障害者である在宅勤務者		・障害者1人につき 月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人につき 月5万円 (中途障害者の場合は1人につき 13万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき 上記の半額	

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)へ提出し、本助成金の受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)に提出します。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)

URL : <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html>